

マネジメント

コンプライアンス

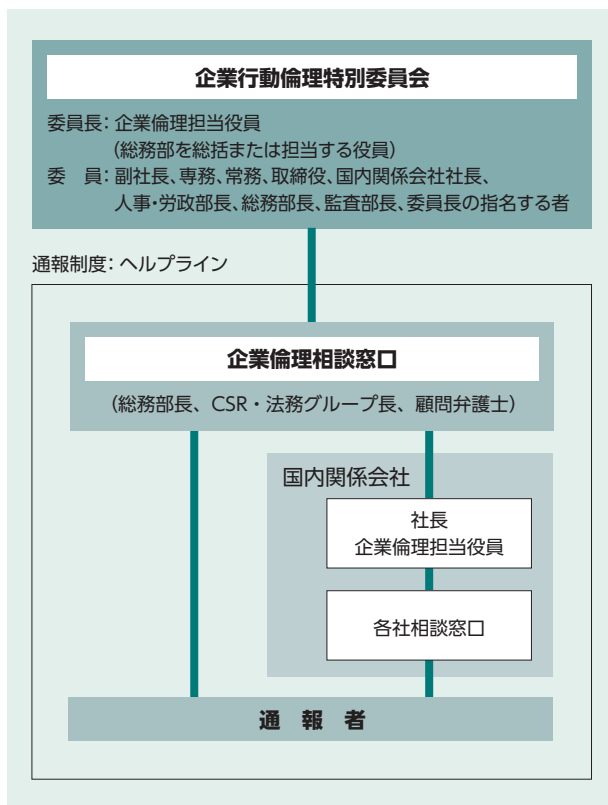
山陽特殊製鋼グループでは、コンプライアンス経営を支えていく体制の整備や教育の実施などに取り組んでいます。

コンプライアンス方針・体制

企業活動の根幹を成すルールとして、企業としてとるべき行動規範を定めた「企業行動指針」を策定しています。

さらに、「企業行動指針」に基づき事業活動のなかで順守すべき「行動の手引き」として「行動基準」を、コンプライアンス（法令等の順守）を徹底するための制度・仕組みとして「企業行動倫理規程」を定めています。

コンプライアンス体制図



通報制度の設置

コンプライアンス違反の未然防止と再発防止のために、通報制度「ヘルプライン」を設置しています。

このヘルプラインは、法令、社会規範、社則などに照らし、コンプライアンス違反と思われる状態・行為が認められる場合、またその恐れがある場合に、その情報をいち早く把握し、迅速かつ適切な対策を講じることにより不祥事の発生を未然に防ごうとするものです。

企業行動倫理特別委員会の設置

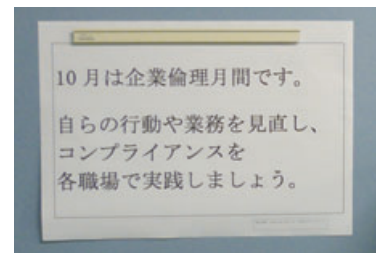
コンプライアンスの方針や、その方針に基づく具体的な方策を審議する場です。

法令などを逸脱している状態や行為、またはその恐れがある場合に、実態調査や改善策の審議などを行います。

コンプライアンス意識向上のための取り組み

企業倫理月間の設定

一般社団法人日本経済団体連合会が10月を企業倫理月間と定めていることを受け、当社でも10月を企業倫理月間とし、コンプライアンス意識のさらなる浸透と向上を図っています。企業倫理月間を告知するポスターを掲示し、業務の点検や見直しを促すとともに、コンプライアンス講演会を開催しました。



企業倫理月間の社内告知

コンプライアンス教育の実施

山陽特殊製鋼グループはコンプライアンス意識を向上させるため、講演会やeラーニングによるコンプライアンス教育、各種研修などを行っています。

2012年10月には、弁護士法人中央総合法律事務所の小林章博弁護士を招き、「コンプライアンスの基本を理解し、日常業務での実践を目指すために」と題した講演会を開催しました。不都合な事態に直面したとき、その後取る自分の行動がどのような結果をもたらすかを想像することの重要性を、具体例を交えながらご紹介いただきました。

2013年3月には、弁護士法人中央総合法律事務所の藤井康弘弁護士を招き、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」をテーマとした講演会を開催しました。講演会では、下請法の内容や、昨今、勧告や指導を受ける企業数や下請事業者への返還金額が増加傾向にあること、また、万が一違反した場合に企業経営に与えるインパクトの大きさについてご紹介いただき、下請法について改めて周知を行いました。

マネジメント

ほかにも、コンプライアンスに関するテーマ別の研修を行っています。また、各部署および関係会社では、1年を通じさまざまなテーマに基づき学習・意見交換をするコンプライアンス情報交換会を実施しています。



コンプライアンス講演会
(講師：小林 章博氏)



下請法講演会
(講師：藤井 康弘氏)

適正な業務遂行を確保するための取り組み

安全保障貿易管理

安全保障貿易管理規程を策定し、これに基づき輸出業務を行っています。安全保障貿易管理委員会の開催や社内監査の実施を通じ、安全保障貿易を管理する仕組みを構築しています。また、安全保障貿易管理に関する研修も行っています。

個人情報保護

個人情報を厳格に管理することが社会的に要求されるなかで、「個人情報管理規程」を制定し、個人情報の取り扱いについてルール化するとともに、管理体制を整備しています。

情報セキュリティ

電子メールやインターネットの利用、情報の持ち出しなどに関して、情報セキュリティ規程、ガイドラインなどのルールを定め、保護すべき情報資産のセキュリティ管理を徹底しています。

また、毎月社内向けにセキュリティレポートを発行しています。情報セキュリティの状況を全従業員に周知することで、情報セキュリティに関する従業員の意識の向上を図っています。

ハラスメント防止

階層別にハラスメント教育を実施し、各職場でのハラスメント防止に努めています。ハラスメントの相談窓口を本社だけでなく支社・支店にも設け、男女の相談員を配置しています。

また、2012年12月には、株式会社日本経営協会総合研究所の樋口ユミ氏を招き、ハラスメント防止に向けた講演会を開催しました。適切なコミュニケーションを通して、より良い職場づくりを進めることの大切さを講演していただき、ケーススタディなど、参加型のプログラムでは、聴講者同士が活発に議論を交わしました。



ハラスメント講演会
(講師：樋口 ユミ氏)

コーポレート・ガバナンス

誠実・公正・透明な経営管理インフラとして、

コーポレート・ガバナンス、内部統制システムなどの充実強化に努めています。

コーポレート・ガバナンスの基本的な取り組み

当社は、経営執行については定時取締役会(毎月開催)および臨時取締役会(随時開催)において、重要事項の決定と職務執行の監督を行っています。また、取締役会をはじめとする経営上の意思決定を効率的に行うための経営会議(原則として月2回開催)やコンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目的とし

た企業行動倫理特別委員会、安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会、総合予算委員会など、重要な業務事項の審議を行う全社委員会・会議を設置しています。

監査役監査については、監査役会において年度ごとに監査方針を策定し、この方針に基づいて随時実施されています。監査は、取締役の職務執行だけでなく、内部統

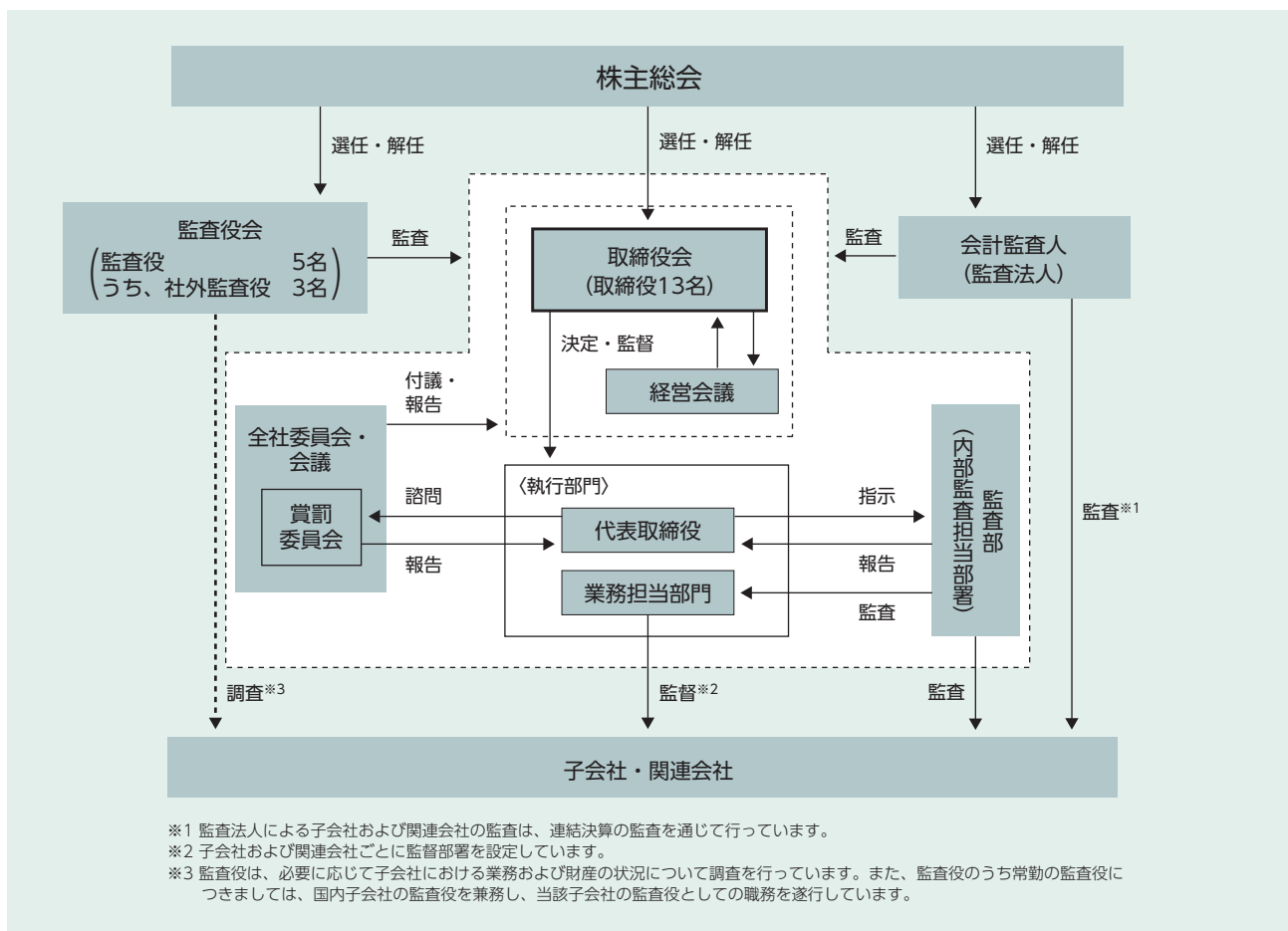
制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどを対象に幅広い視点から行われ、その結果を踏まえて、代表取締役および必要に応じてほかの執行部門に対して監査意見が表明されています。なお、当社は監査体制の一層の強化を目的として、常任監査役制度を採用しています。また、社外監査役のうち1名を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

会計監査については、監査役と会計監査人との協議を

経て監査方針が策定され、この方針に基づいて実施されています。また、監査役が会計監査人から会計監査にかかる報告・説明を受ける場を随時設けており、監査役と会計監査人が連携して監査に当たることとしています。

また、内部監査については、監査部が年度ごとに内部監査計画を策定し、この計画に基づいて業務担当部門および子会社における業務執行状況を対象に実施しています。

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の仕組み (2013年6月27日現在)



内部統制システム整備・運用の取り組み

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、取締役会で内部統制システムの構築に向けた基本方針を決議しています。当社は、この方針のもとで、誠実・公正・透明な企業経営の前提となる内部統制システムの整備を進めています。

また、山陽特殊製鋼グループの内部統制システムを評価する体制として、監査部を設置し、2008年度から

義務づけられた金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の構築・運営に取り組んでいます。グループを横断する会議体として内部統制管理部会を設置し、財務報告にかかるリスク対応、関連情報の共有、教育要領の協議など、財務報告の適正性を担保する内部統制システムのさらなる充実に取り組んでいます(2012年度開催実績：4回)。